

施策（事業）検討の前提

条例を基礎としていることから「当該自治体（市）の事務に関するものであること」

施策

事業の視野・対象



事業例

何をする？



どうなる？



将来的には？

第7条

(1) 手話への理解の促進及び
手話の普及に関する施策

普及啓発事業

初心者向け手話講習
(子ども手話教室)
手話奉仕員養成研修事業

「手話」があること
に定期的に触れる
⇒ 手話を必要とする
人が身近にいる
ことを意識する

手話を大切にするコミュニ
ティが地域に根付く

(2) 手話による情報の受信・
発信、及び 手話による意思
疎通がしやすい環境づくりに
関する施策

初心者向け手話講習
(子ども手話教室)
手話通訳者設置事業
登録手話通訳者派遣
遠隔手話通訳サービス

手話を使う機会が増
える(いつでもどこで
も手話)

さまざま生活場面で手話によ
るコミュニケーションが保障
される
(災害時や救急時も含む)

(3) 手話による意思疎通支援
体制の整備及び拡充に関する
施策

手話通訳者設置事業
登録手話通訳者派遣
遠隔手話通訳サービス

手話を学ぶ機会がで
きる。
学ぶ動機づけがなさ
れる。

さまざま生活場面で手話によ
るコミュニケーションが保障
される
(災害時や救急時も含む)

(4) 前4号に掲げるもののほ
か、市長が必要と認める施策

障害者相談員設置

ろう者やその家族も
含めた包括的支援の
意識化

聴覚障がいのある人（児童）
の家族が安心して過ごせる